

公正入札調査会議開催要綱

平成18年8月8日決定

平成19年11月27日改正

(趣旨)

第1条 国土交通省が行う入札及び契約の適正を期し、並びに入札談合に対する的確な対応をするため、本省において公正入札調査会議（以下「会議」という。）を開催する。

(審議事項)

第2条 会議においては、次に掲げる事項について審議する。

- 一 国土交通省が行う入札及び契約の適正化に関すること
- 二 国土交通本省が行う物品及び役務に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容（但し、官庁営繕部所掌の工事の設計、工事監理及び工事に関する調査並びに航空局所掌のものを除く。）
- 三 次に掲げる部局（次号において単に「部局」という。）所掌の工事（工事の設計及び工事監理並びに工事に関する調査を含む。次号において同じ。）に関する談合情報及び談合疑義事実（第4条第2項において「談合疑義事案」という。）
 - イ 官庁営繕部及び航空局
 - ロ 国土地理院
 - ハ 国土技術政策総合研究所
 - ニ 地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部及び地方航空局
 - ホ 気象庁（気象研究所、気象衛星センター、管区气象台及び沖縄气象台を含む。）及び海上保安庁（海上保安大学校、海上保安学校及び管区海上保安本部を含む。）
- 四 部局所掌の工事に関する入札結果に関する事後的・統計的分析の結果
- 五 その他審議を要すると認める事項

(構成員)

第3条 会議の構成員は、別紙のとおりとする。

(小グループ)

第4条 会議に小グループを置く。

- 2 小グループにおいては、談合疑義事案について助言し、及び随意契約の適正化について意見を述べる。
- 3 小グループの構成員は、別紙のとおりとする。

(開催時期等)

第5条 会議は、半年に1回程度開催する。

- 2 小グループにおける随意契約の適正化についての意見申述は、原則として3箇月に1回以上行うほか、必要に応じて随時行う。
- 3 小グループにおける談合疑義事案についての助言は、その都度行う。
- 4 会議及び小グループは、非公開とし、第1項の会議の議事概要及び第2項の小グループにおける意見の概要は、これを公表する。
- 5 委員は、第2条各号に掲げる事項を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、大臣官房会計課及び大臣官房地方課において処理する。この場合において、当該処理する事項が第2条第1号に関する技術的事項に係るものであるときは、大臣官房技術調査課の協力を得て処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。